

一般財団法人新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院

駐車場除排雪業務委託仕様書

この仕様書は、一般財団法人新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院（以下「当院」という。）における駐車場除排雪業務委託の仕様について定めるものである。

1 業務実施場所

当院各駐車場、研修医宿舎、看護職員寮、その他当院敷地内

2 契約期間

令和7年11月1日から令和10年3月31日

3 基本事項

- (1) 業務に従事する者は、道路交通法、建設業法施工令に規定された当該業務に使用する車両に係る有資格者に限る。
- (2) 業務に従事する者は、業務内容等に熟練したものを配置すること。

4 業務内容

(1) 通常除雪

ア 業務実施対象場所

- (ア) 第0駐車場（P0）
- (イ) 第1駐車場（P1）
- (ウ) 第2駐車場（P2）
- (エ) 第4駐車場（P4）
- (オ) 第5駐車場（P5）
- (カ) 第6駐車場（P6）
- (キ) 給食センター脇駐車場

※詳細は別紙1のとおり

イ 業務内容

- (ア) 早朝の除雪にあつては、午前5時における積雪が10cm以上、または10cm以上と見込まれる場合に実施すること。なお、午前7時30分までに業務を完了すること。
- (イ) 夕方の除雪にあつては、午後2時における積雪が10cm以上、または10cm以上と見込まれる場合に実施すること。なお、午後3時30分までに業務を完了すること。

(ウ) 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）は、第4駐車場のみ実施とする。ただし、降雪状況等により翌日以降の除雪に著しく支障が生じる場合は、この限りではない。

(エ) 雪集積場所は、別紙2-1・2-2のとおりとする。

(オ) 降雪見込みあつては、新潟県ホームページの雪情報を基に確認すること。

※<http://www.chiiki.pref.niigata.jp/yuki/>

ウ 業務に使用する車両及び作業員

(ア) 基本的に使用する1台目の車両は、病院貸与の除雪ドーザ11t級車輪式マルチプラウとする。

(イ) 2台目以降に使用する車両は、請負人持ちの除雪ドーザ11t級以上、またはホイールローダー2.0m³以上とする。

(ウ) 日中（8:00～17:00）時間帯の業務は、運転手及び補助者の2名体制とする。

(エ) 日中（8:00～17:00）時間帯以外の業務は、十分に安全を配慮することにより、運転手のみの作業を認めるものとする。

(2) 臨時除雪

ア 業務実施対象場所

第1項に準ずる。

イ 業務内容

必要の都度、甲乙協議のうえ実施すること。

ウ 業務に使用する車両及び作業員

第3項（1）ウに準ずる。

(3) 排雪

ア 業務実施対象場所

第1項に準ずる。

イ 業務内容

除雪によって集積した雪山について、必要の都度、甲乙協議のうえ適切に搬出運搬を実施するまたは、病院貸与の大型ロータリー除雪車を使用し投雪すること。

ウ 業務に使用する車両及び作業員

(ア) 第3項（1）ウ（ア）及び（イ）に準ずる。

(イ) 請負人持ちの油圧ショベル0.45m³以上。

(ウ) 請負人持ちのダンプトラック10t以上。

(エ) 必要に応じて、運転手以外に誘導員を配置すること。

(4) その他作業

除雪に係る作業が生じた場合、甲乙協議のうえ実施すること。

5 安全管理

除排雪業務にあたっては、必要に応じスノーポールの設置や誘導員の配置を行い、安全の確保及び建物や工作物等に十分注意すること。万が一、事故が発生した場合は、速やかに甲に連絡するとともに、乙の責任において処理すること。

6 作業報告

業務を実施した場合は、別紙3「除雪作業日報」にタコグラフ、または時計の写真添付し報告すること。

7 損害賠償責任

受託者の責めに帰すべき事由による事故等により、当院または第三者に損害を与えた場合は、受託者がその責めを負うものとする。

なお、病院貸与車両を使用した際に損害が生じた場合は、必要に応じて当該車両の保険（以下「保険」という。）を使用することが可能とする。ただし、保険を使用する場合は、甲乙協議の上、決定する。

8 費用区分

次の費用は、受託者の負担とする。

- (1) 請負人持ちの車両等に係る費用
- (2) 除雪作業日誌の作成及び提出に係る費用
- (3) 上記に付随するその他の費用
- (4) 病院貸与の車両を使用する際の移動に係る費用

9 業務の再委託

受託者は、委託された業務を第三者に再委託する場合は、あらかじめ書面にて当院の許可を得ること。

10 守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

11 支払

(1) 請求額

請求額は、別紙4の契約項目ごとに算出した1か月の合計時間（1時間未満の端数は30分単位で整理し、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てるものとする。）に契約単価を乗じた額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(2) 請求

当該月の費用について、翌月10日までに請求書を提出するものとし、支払は翌々月末までに行うこととする。

12 その他

- (1) 受託者は、業務着手前に業務内容について、当院と打ち合わせを行うものとする。
- (2) 受託者は、業務実施状況等について、当院の指導監督を受けるものとする。

- (3) 受託者は、作業中、当院利用者や通行人等に危険を及ぼさないよう注意しなければならない。
- (4) 病院敷地内は禁煙とする。
- (5) 受託者は除雪必要時に連絡の取れる緊急連絡先を提出するものとする。
- (6) 受託者は、業務上知り得た個人情報について、個人情報特記事項（別記）により取扱うものとする。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。